

精神障害者保健福祉手帳の更新手続に関する臨時的な取扱いについて

神奈川県精神保健福祉センター

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、手帳の更新手続に必要な診断書の提出を一定期間猶予します。

更新申請書を提出された方については、現在お持ちの手帳と同じ障害等級のまま、有効期限を2年更新します。

【対象者】

- ・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期限を迎える方
- ・更新時に診断書を添えて申請書を提出する必要がある方

（年金証書等により申請される方は、本取扱いの対象ではありません。
新規申請、等級変更申請は、従来どおり申請時に診断書の添付が必要です。）

【診断書提出猶予期間】

現在お持ちの手帳の有効期限の日から1年以内

（例）手帳の有効期限が令和2年6月30日の場合
→ 診断書提出猶予期間は令和3年6月30日まで

【注意事項】

- ・更新手続の際、申請書の提出は必要となります。手続の詳細はお住まいの市町村にご確認ください。
- ・本取扱いは、診断書の提出自体を免除するものではありません。
- ・提出猶予期間の間に診断書を提出されない場合、更新した手帳は無効となります。
- ・提出猶予期間の間に提出された診断書を審査した結果、等級が変更となる場合は、更新済みの手帳と引換えに新たに手帳を交付します。
（有効期限は、診断書なしで更新した有効期限までの残期間となります。）